

愛知県医療勤務環境改善支援センター設置運営要領

第1 設 置

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の21第3項の規定に基づき、本県における医療従事者の勤務環境の改善を促進するための拠点として、「愛知県医療勤務環境改善支援センター」（以下「センター」という。）を設置する。

第2 業 務

センターは、次に掲げる業務を関係行政機関、関係団体等と十分連携して行う。

- (1) 県内の病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。
- (2) 県内の病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善に関する調査及び啓発活動を行うこと。
- (3) その他医療従事者の勤務環境の改善のために必要な支援を行うこと。

第3 センターの運営

県は、事業に必要な設備を備え、適切な運営が確保できると認められ、地域において医療・労務等に関する公益的な事業を実施する非営利法人等に、センターの運営を委託することができる。

第4 実施体制

(1) 職員の配置

センターにおいては、勤務環境改善に取り組む医療機関の多様なニーズに対応するため、事務局として専従の職員を配置するとともに、専門的な相談に対応できるよう医業経営アドバイザーを配置すること。

(2) センターの開所日

原則として週5日、1日7時間45分、週38時間45分の開所を目安とする。

第5 センター運営協議会

県は、センターの設置の趣旨に沿って効果的かつ円滑な運営が行われるよう、「愛知県医療勤務環境改善支援センター運営協議会」（以下「運営協議会」という。）を設置する。

- 2 運営協議会の設置に係る必要な事項は、別に定める。

第6 補 則

この要領に定めるもののほか、センターの運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は平成27年12月21日から施行する。